

よくある質問

Q 妊婦支援給付金は誰が申請できますか。

A 妊娠・出産した方（妊婦）が申請できます。父親、里親、養親は申請できません。

Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 双子を妊娠しました。
妊婦支援給付金（1回目給付）として10万円を受け取ることができますか。

A 妊婦支援給付金（1回目給付）については、多胎妊娠の場合も5万円の支給となります。
なお、新生児訪問または乳児全戸訪問後に支給する妊婦支援給付金（2回目給付）は、
5万円×妊娠した胎児の数を支給します。

Q 流産・死産となりました。妊婦支援給付金の支給を受けることはできますか。

A 流産・死産となった場合も妊婦支援給付金（1回目給付および2回目給付）の支給対象となります。2回目給付の「申請のご案内」が届かない方は、右の二次元コードを読み取り、明石市ホームページ（こども健康センター「流産・死産された方へ」）からお手続きください。

こども健康
センター



Q 明石市へ妊娠の届出を行いましたが、他の市町村へ転出する予定です。この場合、明石市・転出先の市町村のどちらへ妊婦支援給付金（1回目給付）の申請をすればよいですか。

A まずは明石市へ申請してください。申請に不備がなければ明石市から支給します。

Q DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ妊婦支援給付金の申請をすればよいですか。

A 住民票のある市町村に申請してください。避難先の市町村では申請できません。